

令和6年度

成瀬皆瀬国営施設応急対策事業
皆瀬ダム取水施設用地調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、令和6年度成瀬皆瀬国営施設応急対策事業皆瀬ダム取水施設用地調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号、一部改正 令和6年3月29日）別記（I）用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

なお、今後共通仕様書に改正があった場合は、改正後の共通仕様書により実施する。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

秋田県湯沢市皆瀬字真坂地内ほか（別添位置図のとおり。）

(2) 用地調査業務

立竹木の調査・算定（用材林・傾斜地）1,440 m²

(障害物の伐除)

第3条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第4条 資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記（2）の照査技術者の要件とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

① 土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者

② 土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者

(低入札価格契約における第三者照査)

第5条 別紙に掲げる割合に予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査技術者及び照査の実施」について、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

- 2 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
 - (2) 東北農政局において、令和 5・6 年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中ではないこと。
 - (4) 共通仕様書第 30 条守秘義務を遵守できるものであること。
 - (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ①資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある。
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。
 - ②人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。
- 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格
第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。
 - ①照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - ②照査技術者と同等の技術者資格を有する者
- 4 照査技術者の通知
受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- 5 照査計画
受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。
また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。
- 6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い
特別仕様書第 13 条第 2 項に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。
- 7 第三者による照査に係る履行確認
管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。
- 8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録
共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。
- 9 契約不適合責任
引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

第2章 貸与資料等

(貸与資料等)

第6条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資料名	数量	備考
令和2年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設転写連続図作成業務 成果物	一式	

2 受注者が、土地の登記記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

(関連業務)

第7条 本業務と関連する他業務は次のとおりである。

業務名
令和6年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設測量調査業務

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第8条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作業項目	数量	備考
(1) 作業計画の策定	1業務	
(2) 現地踏査(建物等調査)	1業務	
(3) 立竹木の調査・算定(用材林)	1,440 m ²	当初・傾斜地
(4) 物件調書の作成	1枚	

(指示事項)

第9条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

(1) 立竹木の調査

① 立竹木の測定方法は、次により行うこととする。

・胸高直径

(ア) 測定位置は、地際(地表面)より120センチメートル上方の幹とする。

(イ) 測定方法は、輪尺又は直径巻尺により行う。なお、輪尺を用いる場合で、胸高直径の断面が不整形で最小径と最大径の差が特に著しいときは平均直径とする。

(ウ) 測定位置に枝節又はこぶ等があり異形をなす立竹木は、測定値の上下におけるそれぞれの直径を測定し平均する。

(エ) 胸高部以下で分岐し、幹枝の区分の困難な分岐木の胸高直径は、各樹幹をそれぞれ独立の立竹木とみなして測定する。

② 用材林立木については、間伐等により適正な立竹木密度が確保されているか等の管理の程度を調査する。

③ 調査状況を写真撮影するものとし、輪尺による測定数値が判明できる写真を整理の上、提出するものとする。

(2) 建物等の配置図の作成

立竹木に係る配置図の縮尺は、原則として 100 分の 1 とする。

第 4 章 成 果 物

(成果物等)

第 10 条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

なお、成果物の電子納品の対象は下記(1)～(4)とし、電子媒体(CD-R 若しくは DVD-R)は正副各 1 部を提出するものとする。

成 果 物		数 量	装 丁 等
(1) 立竹木の図面 ① 位置図 ② 配置図	書 面	1 部	A4 ファイル綴じ込み
(2) 立竹木の調査書 ① 立竹木調査表 ② 写真集	書 面	1 部	A4 ファイル綴じ込み
(3) 立竹木補償額算定調書	書 面	1 部	A4 ファイル綴じ込み
(4) 物件調書	書 面	1 部	A4 ファイル綴じ込み

注 成果物の「書面」とは、電子データを紙に印字したものである。

2 成果物の提出先は、東北農政局平鹿平野農業水利事業所成瀬皆瀬農業水利事業建設所とする。

第 5 章 業 務 実 績 デ ー タ の 作 成 及 び 登 録

(登録機関)

第 11 条 共通仕様書第 12 条に基づく業務実績データの登録機関は、AGRIS センター(関東農政局土地改良技術事務所)とする。

第 6 章 契 約 変 更

(契約変更)

第 12 条 業務請負契約書に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

- (1) 第 8 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第 9 条に示す「指示事項」に変更が生じた場合
- (3) 第 10 条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- (4) 第 13 条に示す「管理技術者及び打合せ」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) その他

なお、内容が軽微なものについては変更しない場合がある。

(管理技術者及び打合せ)

第 13 条 別紙に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外

作業期間中、毎日、東北農政局平鹿平野農業水利事業所成瀬皆瀬農業水利事業建設所に向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載の上、署名するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び担当技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、東北農政局平鹿平野農業水利事業所成瀬皆瀬農業水利事業建設所とする。

- (1) 業務に着手するとき
- (2) 業務の中間1回
- (3) 成果物とりまとめの段階

ただし、別紙に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、契約変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第41条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

(疑義)

第14条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

別紙

(割合)

次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった、同表 A～Dまでに掲げる額の合計額に一括計上価格を加えた額（万円未満切り捨て）に 100 分の 110 を乗じて得た額に予定価格で除して得た割合とする。ただし、補償コンサルタントについては、割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあつては 10 分の 8.1 と、10 分の 6 に満たない場合にあつては 10 分の 6 とするものとする。

業 種 区 分	A	B	C	D
補償コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に 10 分の 9 を乗 じて得た額	一般管理費の額 に 10 分の 5 を乗 じて得た額

※「用地調査業務」の場合の業種区分は「補償コンサルタント」を適用する。

位置図

拡大図

皆瀬ダム取水施設
(予定地)

業務実施位置

横手市

湯沢市

業務名	令和6年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設用地調査業務
図面の名称	位置図